



特定健診を受けましょう



特定健診とは、生活習慣病と深く関わる内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を早い段階で見つけるための健診のことです。ご自身の健康状態を確認するきっかけに年1回特定健診を受けましょう。

対象者

40～74歳の市国保加入者で受診券が届いた方

※市国保以外の医療保険加入者は、それぞれ加入されている医療保険者にご確認ください。

受診期間 10月31日(木)まで

ただし、昭和13年10月1日から昭和14年3月31日生まれの方は、9月30日(月)までに受診してください。

受診方法

受診券と同封してお送りする実施医療機関一覧表に記載されている医療機関に、**受診券・国民健康保険被保険者証・自己負担金1,000円**をご持参のうえ受診してください。

なお、予約が必要な場合がありますので医療機関に直接確認してください。

特定保健指導

特定健診結果から動脈硬化の危険因子（肥満・高血圧・高血糖・脂質異常）の数や喫煙・年齢に応じて、「動機づけ支援」「積極的支援」に判定された特定保健指導該当者に、市健康増進課から特定保健指導の案内通知をお送りします。

案内通知が届いた方は、保健指導を活用し、生活習慣の見直し・改善をしてみましょう。

検査項目

問診、身体測定、血圧測定、血液検査（肝機能、血中脂質、血糖、腎機能、尿酸）、尿検査

【お問い合わせ先】

市健康増進課国保担当（市役所1階⑤番窓口）
TEL 32・2113 / FAX 35・0173

70歳以上の市国保加入者の方へ 高齢受給者証交付のお知らせ

市健康増進課では、70歳以上75歳未満の方に国民健康保険高齢受給者証を交付しております。

高齢受給者証には、医療費一部負担金の割合が記載されていますので、医療機関などで診察・治療をうけるときは、国民健康保険被保険者証（保険証）と一緒に高齢受給者証も医療機関窓口には必ず提示してください。

毎年8月に高齢受給者証を更新します！

年に1回（毎年8月1日）、高齢受給者証を更新しますので、所得判定後の新しい高齢受給者証を市健康増進課より7月未までに世帯主宛に郵送します。

平成26年3月まで1割負担を延長

医療費一部負担金の割合については、医療制度改革により1割負担の方が平成20年4月から2割負担に変更となりましたが、平成20年4月から窓口での本人負担は1割に据え置かれることとなり、平成25年4月から平成26年3月までの1年間においても同様の特例措置が継続となりました。

※所得区分が現役並み所得者の方（窓口での本人負担が3割の方）を除きます。

詳しくは、市健康増進課国保担当（市役所1階⑤番窓口）
TEL 32・2113 / FAX 35・0173 まで。